

**税** 軽自動車やバイクなど  
廃車や名義変更の手続きについて  
☎ 課税室 63-7746、63-7429

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者、使用者に課税されます。廃車や名義変更などの手続きは4月1日までに行ってください。

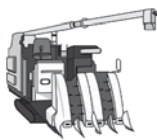
■盗難にあった場合や人に譲った場合でも、手続きをしないと課税されます!

手続きをしないと車両がなくても課税されます。4月2日以降に手続きをしても税金の払い戻しはありません。



■公道を走らない農耕用車両も軽自動車税(種別割)の対象です!

トラクターやコンバインも軽自動車税の対象です。ナンバープレートが付いていない車両をお持ちの人は交付手続きを行ってください。



■手続きは市役所1階課税室(16番窓口)にお越しください

手続き内容/必要な持ち物

- ▼廃車処分/標識交付証明書、ナンバープレート
- ▼盗難被害/標識交付証明書、盗難届の受理番号
- ▼ナンバープレートの紛失/標識交付証明書、弁償金(300円)
- ▼市内の人から車両を譲り受けた/譲渡証明書、標識交付証明書
- ▼市外の人から車両を譲り受けた/譲渡証明書、前所有者の廃車証明書
- ▼市外からの転入/転入前の廃車証明書
- ▼新規購入/販売証明書

◎全ての手続きで印鑑が必要です。市役所で手続き可能な車両は125cc以下のバイクや小型特殊自動車(農耕用、フォークリフトなど)です。

軽自動車などの問い合わせ先はこちら

- ▼軽自動車(660cc以下の三輪・四輪)  
☎ 軽自動車検査協会三重事務所 050-3816-1779
- ▼軽二輪(125cc~250cc以下)、小型二輪(250ccを超えるもの)  
☎ 中部運輸局三重運輸支局 050-5540-2055

**通信販売にクーリングオフ制度はありません。利用時にはご注意ください**

テレビやラジオ、インターネットなどの広告を見て注文する通信販売には、一定期間なら無条件で解約できるクーリングオフ制度はありません。



販売業者の連絡先や解約条件、返品可能な商品かを確認してから注文しましょう。

☎ 市民相談室 63-7416

広報なばりに皆さんのご意見をお寄せください



広報なばりメールサポーター募集

☎ 秘書広報室 63-7402



令和2年度 会計年度任用職員(パートタイム)募集

※事前登録制。学生不可。必要に応じて雇用します

① 市役所・出先機関

- ▼臨時事務補助員/ワード・エクセルを使える人
- ▼臨時保健師/保健師資格
- ▼臨時社会福祉士/社会福祉士資格
- ▼臨時精神保健福祉士/精神保健福祉士資格
- ▼臨時歯科衛生士/歯科衛生士資格
- ▼臨時管理栄養士/管理栄養士資格
- ▼介護予防ケアマネジメント業務職員/保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれか
- ▼主任介護支援専門員(地域包括支援センター)/主任介護支援専門員
- ▼男女共同参画センター女性相談員/社会福祉士や臨床心理士などの資格が相談員の経験必要

② 応急診療所

- ▼臨時看護師・准看護師/看護師または准看護師免許
- ▼医療事務員/医療事務資格または実務経験者

③ 保育所・幼稚園

- ▼臨時保育士/保育士資格
- ▼臨時幼稚園教諭/幼稚園教諭免許
- ▼臨時看護師・准看護師/看護師または准看護師免許

④ 保育所・学校

- ▼臨時給食調理員/調理師免許

⑤ 学校(資格は問いません)

- ▼自立支援員 ▼学習サポーター

⑥ 市立病院・看護専門学校

- ▼臨時ドクターズクラーク/資格は問いません
- ▼臨時看護師/看護師免許
- ▼臨時看護助手/資格は問いません
- ▼臨時薬剤師/薬剤師免許
- ▼臨時臨床検査技師/臨床検査技師免許
- ▼臨時診療放射線技師/診療放射線技師免許
- ▼臨時理学療法士/理学療法士免許
- ▼臨時作業療法士/作業療法士免許
- ▼臨時臨床工学技士/臨床工学技士免許
- ▼臨時管理栄養士/管理栄養士免許
- ▼臨時言語聴覚士/言語聴覚士免許
- ▼臨時看護教員/看護師免許(臨床経験5年以上)

登録方法 市販の履歴書に写真を貼り、備考欄に希望職種を書いてお申し込みください。※随時受付、郵送可。有資格者は免許の写しを添付。詳しくは、ホームページをご覧ください。

- 申込先 ①~④…人事研修室 ☎ 63-7315 (〒518-0492 鴻之台1-1)
- ⑤…学校教育室 ☎ 63-7882 (〒518-0492 鴻之台1-1)
- ⑥…市立病院総務企画室 ☎ 61-1100 (〒518-0481 百合が丘西1-178)



年金受給開始年齢になると年金の請求書や年金に関するお知らせが事前に送付されます

■特別支給の老齢厚生年金請求書(事前送付用)

特別支給の老齢厚生年金を受け取る権利が発生する人を対象に、受給開始年齢に到達する誕生日の3ヵ月前に送付。

■年金に関するお知らせ「老齢年金のご案内」

年金を受け取る権利がある人に、60歳到達月の3ヵ月前に送付。

■年金加入期間確認のお願い…年金を受け取るために必要な加入期間が確認できない人に60歳到達月の3ヵ月前に送付。

◎年金請求は、誕生日が過ぎてから手続きをしてください。

また、対象となるのに上記の書類が届かないときは、日本年金機構に登録されている住所が現住所と異なるなどの可能性がありますのでお問い合わせください。

☎ ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル) ☎ 03-6700-1165 (一般電話)



場所 産業振興センターアスピア(南町) ※定員は各回50人程度  
日時 3月10日(火)、24日(火) 午前10時~午後2時45分

年金の出張相談は4月から「予約制」になります

開催日は毎月第2・4火曜日(祝日・休館日は除く)。受付は開催日の4週間前から1週間前まで。津年金事務所に電話でお申し込みください。予約の際はお手元に基礎年金番号をご準備ください。

■津年金事務所での相談は要予約 ☎ 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ☎ 03-6631-7521

読者の声

1・2号掲載「引堤工事に着手」について ▼水害の恐ろしさは、計り知れないと最近の出来事で痛感しております。安全性第一だと思います。▼引堤工事について、その目的がよく分かりました。親水公園等ができれば市民の新たな憩いの場となり、そちらも楽しみです。

登録方法 ①スマートフォンなどからQRコードを読み込み、市HPへお進みください。



②掲載している登録フォームから登録用コード必要事項を入力し、登録を完了してください。※市HPからパソコンでも手続き可能です。